

## 簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年 2月 9日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

### 記

業務名	事業場排水等の水質分析業務委託		
業務場所	市内一円		
契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日 365日間		
業務概要及び条件	下水の水質検査業務		
予定価格	¥912,432 (税込)	最低基準価格	¥638,000 (税込)
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②計量証明事業者（濃度：大気、水又は土壌中の物質）			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和6年2月15日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和6年3月8日(金) 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

## 説明会に替えて連絡する事項

- ・本件は単価契約です。競争は合計金額で行いますが、各単価の決定は予定価格を上限として協議し、成立すれば契約を締結します。
- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。  
令和6年2月9日(金)午前9時から  
令和6年2月27日(火)午後5時まで
- ・お知らせの入札(見積)予定は、開札予定となります。入札書(見積書)提出については、指名通知時にお知らせする指定期日(持参の場合は提出日)を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ(<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>)よりご確認ください。

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

## 事業場排水等の水質分析業務委託仕様書

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部下水道管理課の発注する「事業場排水等の水質分析業務委託」に適用する。

### (委託概要)

第2条 本委託は、宇治市公共下水道（東宇治処理区）及び木津川流域下水道関連宇治市公共下水道（洛南処理区）の供用開始（予定）区域内の事業場排水等について、別表に掲げる項目（温度を含む。）の水質分析を行うものである。

### (委託場所)

第3条 委託業務の場所は、宇治市公共下水道（東宇治処理区）及び木津川流域下水道関連宇治市公共下水道（洛南処理区）の供用開始（予定）区域とする。

### (委託期間)

第4条 本業務の委託期間は、次のとおりとする。  
令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

### (分析方法)

第5条 「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和37年12月17日）に定める方法とする。

### (分析機関)

第6条 ダイオキシン類の分析については、特定計量証明事業者の認定を受けた事業者が行うものとする。

### (業務の遂行)

第7条 本業務の遂行については受託者が一貫して行うこととする。ただし、特定計量証明事業者の認定を受けていない受託者がダイオキシン類測定の一部又は全部の作業を再委託する場合は、再委託通知書及び下請け者が特定計量証明事業者の認定を受けた事業者であることの証明書、業務遂行計画書を提出し、あらかじめ担当職員の承諾を得ることとする。

### (道路上にあるマンホールからの採水)

第8条 道路上にあるマンホールから採水を行うときは、事前に道路交通法第77条に定

める道路の使用の許可を受けたいで行うこと。

(安全の確保)

第 9 条 採水を行うときは十分に安全を確保してから行うこと。

(諸法規の遵守)

第 10 条 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連する諸法規を遵守するものとする。

(作業日)

第 11 条 作業は、本市担当職員の指定する日に行うものとする。

(受託者の負担)

第 12 条 本仕様書等に定めるほか、下記に掲げる費用は受託者の負担とする。

- 1) 本仕様書等に明記されていない軽易な事項
- 2) 本業務に必要な道具 (マンホールキー等の人孔を開ける道具、採水道具等)
- 3) その他

(書類等の提出)

第 13 条 受託者は、次に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- 1) 業務開始届 (契約締結後 7 日以内)
- 2) 主任技術者通知書 (契約締結後 7 日以内)
- 3) 業務完了報告書 (業務が完了した時)
- 4) 分析結果報告書 (業務が完了した時)
- 5) その他必要とする書類

(業務委託料の請求)

第 14 条 業務委託料の請求については、委託者の確認を受けた分析業務ごとに請求するものとする。

(発注件数)

第 15 条 別紙「単価表」に記載の予定件数については、あくまで予定であり、発注件数を確約するものではない。

(疑義)

第 16 条 本業務に着手するにあたり、疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議の上、決定するものとする。

なお、協議の結果、金額等の変更が発生する場合においても、発注者及び受注者双方協議の上、決定するものとする。

(その他)

第 17 条 本仕様書等でない軽微な事項については、双方協議の上決定するものとする。

事業場排水等の水質分析業務委託 単価表

項目	単価 (単位:円、税込)	予定件数	金額 (単位:円、税込)
水素イオン濃度(PH)	181	57	10,317
生物化学的酸素要求量(BOD)	1,069	57	60,933
化学的酸素要求量(COD)	772	57	44,004
浮遊物質量(SS)	594	57	33,858
ノルマルヘキサン抽出物質量(鉱油類含有量)	1,069	56	59,864
ノルマルヘキサン抽出物質量(動植物油脂類含有量)	1,069	56	59,864
窒素含有量	1,378	51	70,278
燐含有量	1,080	51	55,080
沃素含有量	797	50	39,850
フェノール類	1,045	18	18,810
銅及びその化合物	818	7	5,726
亜鉛及びその化合物	818	10	8,180
鉄及びその化合物(溶解性)	818	7	5,726
マンガン及びその化合物(溶解性)	818	13	10,634
クロム及びその化合物	818	7	5,726
ニッケル含有量	818	7	5,726
カドミウム及びその化合物	818	10	8,180
シアン化合物	950	8	7,600
有機燐化合物	3,046	2	6,092
鉛及びその化合物	818	10	8,180
六価クロム化合物	818	10	8,180
砒素及びその化合物	1,056	7	7,392
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1,500	7	10,500
アルキル水銀化合物	3,870	2	7,740
ポリ塩化ビフェニル	7,422	5	37,110
トリクロロエチレン	2,011	17	34,187
テトラクロロエチレン	2,011	17	34,187
ジクロロメタン	2,011	3	6,033
四塩化炭素	2,011	1	2,011
1,2-ジクロロエタン	2,011	1	2,011
1,1-ジクロロエチレン	2,011	1	2,011
シス-1,2-ジクロロエチレン	2,011	1	2,011
1,1,1-トリクロロエタン	2,011	1	2,011
1,1,2-トリクロロエタン	2,011	1	2,011
1,3-ジクロロプロペン	2,011	1	2,011
チウラム	4,457	1	4,457
シマジン	4,434	1	4,434
チオベンカルブ	4,434	1	4,434
ベンゼン	2,011	1	2,011
セレン及びその化合物	1,534	6	9,204
ほう素及びその化合物	1,227	8	9,816
ふっ素及びその化合物	1,227	8	9,816
1,4-ジオキサン	6,969	6	41,814
ダイオキシン類	66,000	1	66,000
大腸菌群数	1,302	4	5,208
出張採水料(事業所のみを採水する場合)	7,695	4	30,780
出張採水料(幹線人孔採水を含む場合)	20,212	2	40,424
合計金額(消費税相当分含む)			912,432